

地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、地方独立行政法人東京都立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する病院職員の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定めのない就業に関する事項については、労基法その他の関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 病院職員 法人に勤務する職員のうち、一の事業場においてのみ勤務する職員として、当該事業場の院長等が任命した職員をいう。

二 任期付病院職員 病院職員のうち、期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を締結している病院職員をいう。

三 レジデント 任期付病院職員のうち、次に掲げる職により採用された医師又は歯科医師であるものをいう。

ア 臨床研修医

イ 専攻医

ウ 専門修練医

四 無期転換職員 第32条第1項又は第2項の規定により、有期労働契約での雇用から、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）での雇用に転換した職員をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、地方独立行政法人東京都立病院機構法人職員就業規則（以下「法人職員就業規則」という。）で使用する用語の例による。

(規則の変更)

第3条 この規則は、事業場において独自に規定の内容を変更することができない。

第2章 職級及び職種

(職級及び職種)

第4条 病院職員の職級及び職種については、理事長が別に定める。

第3章 服務

(服務)

第5条 病院職員の服務については、法人職員就業規則第3章の規定を準用する。

第4章 組合活動

(組合活動)

第6条 病院職員の組合活動については、法人職員就業規則第4章の規定を準用する。

第5章 勤務時間、超過勤務、勤務時間の短縮等

(勤務時間)

第7条 病院職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分以内で、職務の性質等を踏まえて理事長が定める。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある病院職員については、勤務時間を別に定めることができる。

(週4日を超えて勤務する病院職員の週休日等)

第8条 理事長は、1週間当たりの所定の勤務日数が4日を超える病院職員（以下この条及び次条において「フルタイム相当病院職員」という。）について、前条の規定に基づき勤務時間を定める場合において、法人職員就業規則第23条第1項及び第2項（職務の性質により特別の形態により勤務する必要のあるフルタイム相当病院職員にあつては、法人職員就業規則第26条及び第23条第2項）の規定の例により、週休日（法人職員就業規則第23条第1項に規定する週休日をいう。この条において同じ。）、週休日のうちの法定休日（労基法第35条第1項に規定する休日をいう。）及び休日（法人職員就業規則第23条第2項に規定する休日をいう。この条において同じ。）を設定し、週休日及び休日以外の日に勤務日を割り振るものとする。

2 前項の規定により設定したフルタイム相当病院職員の週休日の変更については、法人職員就業規則第24条の規定を準用する。

3 法人職員就業規則第33条及び第34条の規定は、フルタイム相当病院職員について準用する。

(勤務日の割振り)

第9条 理事長は、病院職員（フルタイム相当病院職員を除く。）について、第7条の規定に基づき勤務時間を定める場合において、4週間ごとの期間につき勤務しない日が4日以上となるよう勤務日を割り振るものとする。

2 病院職員（フルタイム相当病院職員を除く。）の法定休日については、理事長が別に定める。

(休憩時間)

第 10 条 病院職員の休憩時間については、法人職員就業規則第 30 条の規定を準用する。

(休息時間)

第 11 条 病院職員の休息時間については、法人職員就業規則第 31 条の規定を準用する。

(超過勤務)

第 12 条 病院職員の超過勤務については、法人職員就業規則第 35 条の規定を準用する。

(超勤代休時間)

第 13 条 病院職員の超勤代休時間については、法人職員就業規則第 36 条の規定の例による。

(宿日直勤務)

第 14 条 病院職員の宿日直勤務については、法人職員就業規則第 38 条の規定を準用する。

(育児時間)

第 15 条 理事長は、病院職員（勤務日数及び勤務時間を考慮して理事長が別に定める病院職員を除く。この条において同じ。）が請求した場合において、当該病院職員が 3 歳に達するまでの子を養育するため、1 日の勤務時間の一部（勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位とし、2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないこと（以下「育児時間」という。）を承認することができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をした病院職員が、当該請求に係る子について次条第 1 項に規定する介護時間又は第 19 条において準用する法人職員就業規則第 52 条第 1 項第 13 号に規定する保育時間休暇を承認されている場合は、1 日につき 2 時間から当該介護時間又は保育時間休暇の時間を減じた時間の範囲内で前項の規定による承認を行うものとする。

(介護時間)

第 16 条 理事長は、病院職員（勤務日数及び勤務時間を考慮して理事長が別に定める病院職員を除く。この条において同じ。）が申請した場合において、当該病院職員が、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは 2 親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護するため、勤務しないことが相当と認められる場合には、1 日の勤務時間の一部（勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位とし、当該勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内の時間に限る。）

について勤務しないこと（以下「介護時間」という。）を承認することができる。

- 2 前項の規定による承認は、要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、在職する期間内（病院職員として介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。）で行うものとする。ただし、当該要介護者について第22条第1項に規定する介護休業を承認されている期間内においては、介護休業を承認することができないものとする。
- 3 育児時間又は第19条の規定において準用する法人職員就業規則第52条第1項第13号に規定する保育時間休暇を承認されている職員に対する第1項の規定による承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は保育時間休暇を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 4 理事長は、職務に重大な支障が生じた場合には、既に承認した介護時間（当該支障が生じた日以後の期間に係るものに限る。）を取り消すことができる。
- 5 前4項に規定するもののほか、介護時間に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤務の制限）

第17条 法人職員就業規則第5章第8節の規定は、病院職員について準用する。

第6章 休暇

（年次有給休暇）

- 第18条 理事長は、病院職員に対して、1の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該年度の4月1日に年次有給休暇を付与するものとし、その日数は、所定の勤務時間数及び勤務日数並びに法人の職員として引き続き在職した期間に応じて別表第1に定めるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、1の年度の中途において新たに病院職員となった者に対して、当該者のその年度の年次有給休暇として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日数を、当該者が病院職員となった日に与えるものとする。
 - 一 次号に掲げる者以外の病院職員 所定の勤務時間数及び勤務日数並びに付与時残月数（病院職員となった日からその年度の末日までの期間の月数をいう。別表第2において同じ。）に応じて別表第1に定める日数
 - 二 新たに病院職員となった日の前日において法人の職員であったもの（病院職員であったものが年度の中途において引き続き病院職員として新たに任用される場合を含む。） 理事長が別に定める日数
 - 3 理事長は、年次有給休暇を病院職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された時季にこれを与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
 - 4 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、業務に支障がないと認めるときは、半日又は1時間を単位として与えることができる。

- 5 前項ただし書の規定にかかわらず、病院職員が1日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、理事長は、半日又は1時間を単位とした年次有給休暇を病院職員に与えてはならず、また、病院職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、理事長は、1時間を単位とした年次有給休暇を病院職員に与えてはならない。
- 6 半日又は1時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算及び半日を単位として与えられた年次有給休暇の時間数への換算については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 半日を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合 2回をもって1日とする。
 - 二 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合 1日の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる病院職員の1時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、理事長が別に定める。
 - 三 半日を単位として与えられた年次有給休暇を時間数へ換算する場合 1日の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）（前号ただし書に掲げるものについては、同号ただし書の規定に基づき別に定めるところにより日に換算される時間数）の半分とする。
- 7 その年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、当該年度に付与された年次有給休暇の日数を限度として、翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、理事長が別に定めるところにより算定する当該年度の勤務実績が8割に満たない病院職員については、この限りでない。
- 8 理事長は、年次有給休暇が10日以上与えられた病院職員に対して、年次有給休暇の付与の日から1年以内に、当該病院職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、病院職員の意見を聴取し、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、当該指定より前に、病院職員が自ら時季を指定して年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。
- 9 前各項に規定するもののほか、病院職員の年次有給休暇に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特別休暇）

第19条 病院職員の特別休暇については、法人職員就業規則第52条の規定を準用する。この場合において、同条第1項（同項第8号を除く。）及び第2項中「法人職員」とあるのは「病院職員」と、同条第1項第8号中「法人職員」とあるのは「病院職員（無期転換職員（地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員就業規則第2条第1項第4号に規定する無期転換職員をいう。）に限る。）」と読み替えるものとする。

（勤務時間等に関する事項の運用）

第 20 条 前章及びこの章において規定する病院職員の勤務時間、休憩時間、休暇等に関する事項の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 7 章 休業・休職

第 1 節 休業

(育児休業)

第 21 条 病院職員(勤務日数及び勤務時間を考慮して理事長が別に定める病院職員を除く。この条において同じ。)は、理事長の承認を受けて、当該病院職員の子を養育するため、当該子が 1 歳に達する日(理事長が別に定める場合に該当する場合にあっては、1 歳 6 月又は 2 歳に達する日)まで、育児休業をすることができる。

2 前項に規定するもののほか、病院職員の育児休業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(介護休業)

第 22 条 病院職員(勤務日数及び勤務時間を考慮して理事長が別に定める病院職員を除く。この条において同じ。)は、理事長の承認を受けて、要介護者の介護をするため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 93 日の期間内において必要と認められる期間及び回数について介護休業をすることができる。ただし、理事長は、連続する 93 日の期間経過後であっても、更に 2 回まで通算 93 日(連続する 93 日の期間内において既に承認した期間を含む。)を限度として承認することができる。

2 前項に規定するもののほか、病院職員の介護休業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 2 節 休職

(病気休職)

第 23 条 病院職員の病気休職については、法人職員就業規則第 58 条の規定を準用する。この場合において、同条中「法人職員」とあるのは「病院職員」と、同条第 1 項中「第 52 条第 1 項第 4 号」とあるのは「地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員就業規則第 19 条の規定において準用する第 52 条第 1 項第 4 号」と、「3 年」とあるのは「3 年(任期付病院職員(レジデントを除く。)にあっては 1 年)」と、同条第 2 項中「第 66 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員就業規則第 27 条第 1 項又は第 2 項」と読み替えるものとする。

2 病気休職の期間が 3 年(任期付病院職員(レジデントを除く。)にあっては 1 年。この項において同じ。)に満たない場合は、休職した日から引き続き 3 年を超えない範囲において、これを更新することができる。

(生死不明休職)

第 24 条 病院職員は、水難、火災その他の災害により生死不明となった場合において、3 年（任期付病院職員（レジデントを除く。）にあっては 1 年。次項において同じ。）以内の期間休職することができる。

2 前項の規定による休職の期間が 3 年に満たない場合は、休職した日から引き続き 3 年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

（その他の休職）

第 25 条 法人職員就業規則第 61 条から第 63 条までの規定は、病院職員について準用する。

2 第 23 条及び前条並びに前項の規定により準用する法人職員就業規則第 61 条から第 63 条までの規定による休職（以下「休職」という。）をする任期付病院職員について、当該各条に規定する休職の期間が経過する前に、当該任期付病院職員の有期労働契約の期間が満了する場合は、当該期間の満了の日までの期間を休職の期間とする。

（休職者の地位）

第 26 条 休職をする病院職員（以下「休職者」という。）は、休職の期間中は、病院職員としての地位を保有するが、職務に従事しない。

（復職）

第 27 条 理事長は、休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときにおいては、速やかに復職を命じなければならない。

2 休職の期間が満了したときにおいては、当該病院職員は当然復職するものとする。

第 8 章 給与

（給与）

第 28 条 病院職員の給与については、地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員給与規程の定めるところによる。

第 9 章 採用、退職等

第 1 節 採用

（採用）

第 29 条 病院職員の採用は、競争試験又は選考により行う。ただし、理事長が特に必要と認める場合にあつては、この限りでない。

2 病院職員の採用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（任期）

第 30 条 任期付病院職員の任期は、5 年を超えない範囲内で理事長が定める。

(任期の更新)

第 31 条 理事長は、任期付病院職員について、当該任期付病院職員の勤務実績に基づく能力の実証の結果が良好である場合は、次の各号に掲げる任期付病院職員に応じ当該各号に定める範囲で、その任期を更新することができる。

- 一 医療業務に従事する医師又は歯科医師である任期付病院職員 その採用の日から 5 年間（レジデントにあつては、当該レジデントが属する臨床研修プログラムに係る研修期間の末日までの期間に限る。）
- 二 前号に掲げる任期付病院職員以外のもの その採用の日から 1 年間

(無期労働契約への転換)

第 32 条 任期付病院職員のうち、法人の職員として労働することを内容とする 2 以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間（以下「通算契約期間」という。）が 5 年を超える者は、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、理事長が別に定める方法により申し込むことにより、同日の翌日から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合において、同条第 2 項に規定する空白期間がある場合における通算契約期間については、同項に規定するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要と認めた場合には、任期付病院職員の申出に基づき、当該任期付病院職員に係る通算契約期間が 5 年を超える前に、無期労働契約での雇用に転換することができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、任期付病院職員が特例対象者（専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の認定を理事長が受けた場合における当該認定に係る同法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する計画対象第一種特定有期雇用労働者又は同法第 6 条第 2 項第 1 号に規定する計画対象第二種特定有期雇用労働者をいう。）である場合の取扱いについては、同法第 8 条第 1 項又は第 2 項に規定するところによる。
- 4 無期転換職員の労働条件は、理事長が別に認める場合を除き、第 1 項又は第 2 項の規定による転換前の有期労働契約の内容である労働条件と同一とする。

(労働条件の明示)

第 33 条 理事長は、新たに病院職員となる者に対して、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 労働契約の期間に関する事項
- 二 任期付病院職員にあつては、有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- 三 給与の決定、計算及び支払の方法並びに給与の締切及び支払の時期に関する事項
- 四 就業場所及び従事すべき業務に関する事項
- 五 始業時刻及び終業時刻、定められた勤務時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、

休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

六 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

七 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

（提出書類）

第34条 法人職員就業規則第71条の規定は、新たに病院職員として採用された者について準用する。

第2節 勤務評定

（勤務評定）

第35条 病院職員の勤務成績については、その職務内容等を考慮し、適正に評定を実施する。

2 前項の評定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第3節 退職

（任期满了による退職）

第36条 病院職員は、任期（第31条の規定により任期を更新した場合にあっては、その更新後の任期）が満了したときは、退職をする。

（無期転換職員の定年退職）

第37条 無期転換職員の定年は満65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

（任期满了によらない退職等）

第38条 病院職員は、前2条の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当した場合には、退職する。

一 死亡した場合

二 次条の規定によりその規定の例によるとされる法人職員就業規則第9章第5節の規定により解雇された場合

三 第45条の規定によりその規定の例によるとされる法人職員就業規則第86条第1項又は第87条第2項の規定により懲戒解雇とされた場合

四 第23条の規定により準用する法人職員就業規則第58条の規定により休職している病院職員について、休職の期間（第23条第2項の規定により休職の期間を更新した場合にあっては、その更新後の期間）が3年（任期付病院職員（レジデントを除く。）にあっては1年）を満了したにもかかわらず復職できない場合

2 病院職員は、自己の都合により退職をしようとするときは、30日前（やむを得ない事

由が存する場合にあっては 14 日前) までに書面をもって理事長に申し出なければならない。

- 3 病院職員は、前項の規定により退職を申し出た後においても、退職する日までは、引き続き勤務しなければならない。

第 4 節 解雇

(解雇)

第 39 条 法人職員就業規則第 78 条及び第 79 条の規定は、病院職員について準用する。この場合において、当該各条中「法人職員」とあるのは「病院職員」と、第 78 条第 1 項第 3 号中「休職期間」とあるのは「地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員就業規則第 23 条、第 24 条及び第 25 条の規定により準用する第 61 条から第 63 条までの規定による休職の期間」と、「第 76 条第 6 号」とあるのは「同規則第 38 条第 1 項第 4 号」と、第 78 条第 2 項第 4 号中「第 86 条第 1 項又は第 87 条第 2 項」とあるのは「地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員就業規則第 45 条の規定によりその例によるとされる第 86 条第 1 項又は第 87 条第 2 項」と、第 79 条第 1 項第 2 号中「第 52 条第 1 項第 10 号」とあるのは「地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員就業規則第 19 条の規定により準用する第 52 条第 1 項第 10 号」と読み替えるものとする。

(解雇予告)

第 40 条 理事長は、病院職員の解雇を行う場合は、少なくとも 30 日前にその予告をし、又は労基法第 12 条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の 30 日分以上を支払うものとする。

- 2 第 1 項の予告は、解雇予定日の 30 日前までに本人へ解雇予告通知書を交付することにより行うものとし、これが困難な場合には、内容証明郵便により本人に送付しなければならない。
- 3 第 1 項の予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。
- 4 第 1 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
 - 一 天災事変その他のやむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合であって、行政官庁の認定を受けたとき。
 - 二 法人職員の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合であって、行政官庁の認定を受けたとき。

第 5 節 退職後の責務

(退職後の責務)

第 41 条 病院職員の退職後の責務については、法人職員就業規則第 81 条に規定するところによる。

第6節 昇格及び降格

(昇格及び降格)

第42条 病院職員は、昇格及び降格はしないものとする。

第7節 雑則

(解雇等の手続)

第43条 理事長は、病院職員に対し、第39条の規定により準用する法人職員就業規則第78条の規定により解雇を行おうとするときは、理事長が別に定める審査の手続を経て行うものとする。

2 理事長は、病院職員に対し、休職又は第39条の規定により準用する法人職員就業規則第78条の規定による解雇の処分を行うときは、その旨を記載した書面を当該病院職員に交付して行わなければならない。

第10章 その他

(表彰)

第44条 病院職員の表彰については、理事長が別に定める。

(懲戒等)

第45条 病院職員の懲戒等については、法人職員就業規則第10章の規定の例による。

(研修)

第46条 病院職員の研修は、理事長が別に定める規定に従って実施する。

(退職手当)

第47条 病院職員の退職(無期転換職員の定年による退職を含む。)に当たり、退職手当は支給しない。

(保健及び安全衛生)

第48条 法人職員就業規則第98条から第100条までの規定は、病院職員について準用する。

(災害補償)

第49条 病院職員の業務上の災害又は通勤による災害の補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。ただし、同法第2条第1項第2号に規定する職員に該当しない病院職員については、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところにより災害補償を行う。

(共済)

第 50 条 病院職員の共済については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和 37 年法律第 153 号）並びに雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

(旅費)

第 51 条 病院職員が法人の業務のため旅行する場合の旅費については、理事長が別に定める。

(補則)

第 52 条 この規則に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 法人の設立の日に、東京都の会計年度任用職員又は公益財団法人東京都保健医療公社の職員から引き続いて病院職員に採用された者について、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、地方独立行政法人東京都立病院機構東京都職員引継規程又は地方独立行政法人東京都立病院機構東京都保健医療公社職員引継規程の定めるところによる。

別表第 1 (第 18 条関係)

		週 28 時間以上	週 28 時間未満				
			週 5 日	週 4 日	週 3 日	週 2 日	週 1 日
在職期間	1 年未満	10 日	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日
	1 年以上 2 年未満	11 日	11 日	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年以上 3 年未満	12 日	12 日	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年以上 4 年未満	14 日	14 日	10 日	8 日	5 日	2 日
	4 年以上 5 年未満	16 日	16 日	12 日	9 日	6 日	3 日
	5 年以上 6 年未満	18 日	18 日	13 日	10 日	6 日	3 日
	6 年以上	20 日	20 日	15 日	11 日	7 日	3 日

別表第 2 (第 18 条関係)

年度途中の採用の場合		週 28 時間以上	週 28 時間未満				
			週 5 日	週 4 日	週 3 日	週 2 日	週 1 日
付与時残月数	11 か月	10 日	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日
	10 か月	10 日	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日
	9 か月	10 日	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日
	8 か月	10 日	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日
	7 か月	10 日	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日
	6 か月	6 日	6 日	5 日	4 日	2 日	0 日
	5 か月	5 日	5 日	4 日	3 日	1 日	0 日
	4 か月	4 日	4 日	3 日	2 日	1 日	0 日
	3 か月	3 日	3 日	2 日	1 日	0 日	0 日
	2 か月	2 日	2 日	1 日	0 日	0 日	0 日
	1 か月	1 日	1 日	0 日	0 日	0 日	0 日